

第2回定例北見市教育委員会会議録  
(令和2年2月5日開催)



(令和2年第2回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会



令和2年第2回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年2月5日(水)  
開 会 午後3時00分  
閉 会 午後4時05分
2. 場 所 北見市端野総合支所2階 大会議室
3. 教育長 志 賀 亮 司  
出席委員 教育長職務代理者 坂 口 廣 典  
委 員 那 須 美由紀  
委 員 堀 澤 美 貴  
委 員 田 尾 航 太
4. 出席職員 学校教育部長 伊 藤 智 則  
社会教育部長 佐々木 賢 一  
学校教育部次長 皆 川 毅  
社会教育部次長 塩 浜 浩 二  
指導室長 小 野 朋 之  
端野教育事務所長 杉 浦 豊  
常呂教育事務所長 吉 竹 雅 幸  
留辺蘂教育事務所長 熊 谷 朋 彦  
学校教育部主幹 深 瀬 憲 永  
指導室主幹 秋 山 康 則  
指導室主幹 尾 島 康 人  
総務課長 阿 部 実  
学校教育課長 宮 川 真 一  
学校給食課長 野 田 雅 将  
社会教育部主幹 伊 藤 亮  
生涯学習課長 相 馬 英 雄  
スポーツ課長 三 上 剛  
文化財課長 長谷川 和 義  
北見市中央公民館長 水 野 慎 吾  
北見市立中央図書館長 武 田 多 市  
端野教育事務所生涯学習課長 加 藤 雅 明  
常呂教育事務所生涯学習課長 桑 島 直 樹

留辺蘂教育事務所生涯学習課長 大 林 清 司  
会議録作成者 西 村 尚 起

欠席職員 ところ遺跡の森所長 山 田 哲

5. 傍 聴 者 なし

## 6. 議 題

報告第1号	令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果報告について
議案第1号	「北見市特別支援教育の指針」の改定について
議案第2号	北見市端野町農業者トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則について
議案第3号	北見市立体育センター等管理規則の一部を改正する規則について
議案第4号	北見市常呂町スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則について
議案第5号	北見市民温水プール管理規則の一部を改正する規則について
議案第6号	北見市常呂町屋内多目的競技場管理規則の一部を改正する規則について
議案第7号	北見市留辺蘂町体育館管理規則の一部を改正する規則について
議案第8号	北見市民スケートリンク管理規則の一部を改正する規則について
議案第9号	北見市武道館管理規則の一部を改正する規則について
議案第10号	教育費予算案（2月補正）に同意することについて
議案第11号	令和2年度教育費予算案に同意することについて

※議案第10号及び議案第11号については、議会の議決を要する案件のため、非公開で審議する。

## 令和2年第2回定例北見市教育委員会議事録

(令和2年2月5日開催)

- 教育長  
(志賀亮司) 「ただいまから、令和2年第2回定例北見市教育委員会を開会いたします。  
会議に先立ちまして、私からご挨拶をさせていただきたいと思いを。  
去る1月17日開催の第1回臨時北見市議会におきまして、教育長の任命に同意をいただきましたので、再度、その任に就くこととなりました。また、規定によりまして、1月21日付で教育長職務代理者に坂口委員を指名させていただいております。委員の皆様には、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。報告ならびにご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、会議を再開いたします。  
はじめに、本日の会議録作成者に総務課西村主事を指名いたします。  
次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願いいたします。」
- 委員 「ありません。」
- 教育長  
(志賀亮司) 「なしとの発言ですので、会議録は作成のとおり決定いたします。  
次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。署名委員には、坂口委員、那須委員の兩名を指名いたします。  
次に、教育行政について報告を求めます。なお、説明、答弁については着席のままでの発言を許します。」
- 学校教育部長  
(伊藤智則) (学校教育行政執行報告)
- 社会教育部長  
(佐々木賢一) (社会教育行政執行報告)
- 教育長  
(志賀亮司) 「ただいま報告のありました、教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。  
ご質疑ございませんか。」
- 委員 「ありません。」
- 教育長  
(志賀亮司) 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了します。  
次に、本日提案されております議案の審議に入りますが、協議案件として議案第11号、令和2年度教育費予算案に同意することについて、が追加提案されております。  
次に、議案第10号、教育費予算案(2月補正)に同意することについて及び議案第11号、令和2年度教育費予算案に同意することについての議案2件につ

いては議会の議決を要する案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きにより、非公開で審議することといたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長 「ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号及び議案第 11 号は、非公開で審議することに決しました。

それでは、本日提案されております議案の審議に入ります。

はじめに、報告第 1 号、令和元年度『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の結果報告について報告願います。」

指導室主幹 「それでは、報告第 1 号、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告させていただきます。

(尾島康人)

まず、4 ページをご覧ください。小学校 5 年生は 8 種目を実施し、男子は、握力・ソフトボール投げ・反復横跳びの 3 種目において T 得点が全国平均を上回り、市内平均値では前年度に比べ、7 種目で上回り、全体的にも上回る結果となりました。

また、女子は昨年度と同様、握力・上体起こし・反復横とび・ソフトボール投げの 4 種目において T 得点が全国平均を上回り、市内平均値では前年度より 3 種目が上回る結果となりました。

全国平均を超える種目が増えるなど市の取組や学校での教育活動により、一定の成果も見られておりますが、男女とも全身持久力である 20m シャトルランに課題が見られる結果となりました。

次に、6 ページをご覧ください。中学校 2 年生は 8 種目を実施し、男子は、握力、反復横跳びの 2 種目において T 得点の全国平均を上回り、市内平均値では前年度より 4 種目が上回る結果となりました。

また、女子は全国平均を上回る種目はなかったものの、市内平均値では前年度より 2 種目が上回る結果となりました。

男女とも全体的には前年度の市内平均値よりも下回っており、特に全身持久力、長距離走能力においては男女共通した課題となっております。

今後も、これらの課題の改善に向けて、体力向上推進委員会との連携した研修会の実施や、調査を複数回行うなどの取組を通し、体力向上を、一層推進してまいりたいと考えております。

以上であります。」

教育長 「ただいまの報告に対し、ご質疑があれば発言願います。ご質疑ございませんか。」

(志賀亮司)

委 員 「ありません。」

教育長 「なしとの発言ですので、報告を了します。  
(志賀亮司) 次に、議案第1号、『北見市特別支援教育の指針』の改定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。」

指導室主幹 「それでは、私から、北見市特別支援教育の指針の改定につきまして、ご説明いたします。  
(秋山康則)

はじめに、改定の趣旨についてであります。現行の指針は、北見市における特別支援教育を推進するため、平成25年11月に策定したものであります。来年度から全面実施される、新学習指導要領や、平成30年3月に北海道教育委員会が策定した、特別支援教育に関する基本方針に対応し、北見市における特別支援教育をより一層充実させるため、この度、改定するものであります。

それでは、別冊資料、北見市特別支援教育の指針1ページをお開き願います。2の(1)、北見市における小・中学校の特別支援教育の現状では、個別の教育支援計画の活用や引継ぎをより一層充実させることや、新たに特別支援教育活動支援講師や医療的ケア等が必要な児童生徒のための看護師の配置について、また、2ページには、平成25年度から令和元年度までの、特別支援学級及び通級指導教室在籍数の変化等がわかるグラフを追加しております。

次に、3ページ、(2)課題の①早期からの相談では、4歳児からの教育相談などの取組の拡大・充実、②小・中学校における特別支援教育体制では、個別の教育支援計画の活用や引継ぎ、支援員等との連携の充実、③交流及び共同学習では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ意義や効果等の理解・啓発について、追加しております。

次に、第1章、北見市における特別支援教育の基本的な考え方と方向性では、障がいのある子どもが希望する学びの場での教育を受けるための基礎的環境整備や合理的配慮の提供について、4ページ四角囲みの中に記載しております。基本的な考え方、障がいのある全ての子どもたちが、予測困難で変化が激しく多様性が高まる社会において、自立して生き抜く力や個性を尊重し共に支え合う心を持つことができるよう、きめ細かな教育を推進することについて、追加しております。

また、2特別支援教育の方向性については、切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実、高い専門性に基づく特別支援教育の推進の3つにつきまして、新たに示しております。

次に、第2章、切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進の、1適切な情報提供と早期からの教育相談・支援の充実(1)では、教育委員会特別支援教育担当が各関係機関や学校との連絡調整を図ることについて、5ペ

ージの、4北見市特別支援教育連携協議会の取組の充実では、幼小中に加え、高校、就労など各段階の委員で組織する体制づくりについて、追加しております。

次に、第3章、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実の、1個別の教育支援計画の作成・活用、引継ぎの推進では、長期的な視点で教育的支援を行うための支援計画、指導計画の充実について、6ページの、3交流及び共同学習の充実では、特別支援学校に通う児童生徒が自分の住む地域の学校の児童生徒と一緒にいる居住地校交流の促進について、4環境等の整備の推進（1）では、計画的なICT機器の導入とその活用の充実について、追加しました。

今後、この指針をもとに、学校や関係機関と連携し、本市における特別支援教育の一層の質的向上を図るとともに、指針の改定に伴い、北見市教育委員会が作成している、北見市特別支援委教育の手引きについても見直しを図り、引き続き、学校現場で活用していただくことで、指導や支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上であります。」

教育長  
(志賀亮司) 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。ご質疑があれば 発言願います。

ご質疑ございませんか。」

委員  
(田尾航太) 「特別支援教育の方向性として、切れ目のない一貫した指導や支援の推進とありますが、支援の必要な児童生徒が一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、希望する高校や就労先に進学・就職し、社会的に自立できるように、関係機関が連携し、この指針の実現に向け取り組んでほしいと思います。」

教育長  
(志賀亮司) 「そのほか、ございませんか。」

委員  
(坂口廣典) 「今回、指針の改定ということで、時代の流れ、特別支援教育も変化を見せるなかで、具体的に記載されており、いい内容の指針になっていると思っています。引き続き、ニーズに合わせた柔軟な対応をお願いいたします。」

教育長  
(志賀亮司) 「そのほか、ございませんか。」

委員 「ありません。」

教育長  
(志賀亮司) 「それでは、質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決することに ご異議ございませんか。」

委員 「ありません。」



教育長  
(志賀亮司)

「異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号、北見市端野町農業者トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則について、ないし議案第9号、北見市武道館管理規則の一部を改正する規則についてまでの議案8件については、祝日の名称変更に係り、関連がありますので一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。」

スポーツ課長  
(三上 剛)

「それでは私から、議案第2号から第9号につきまして、一括でご説明させていただきます。

まず、議案第2号、北見市端野町農業者トレーニングセンター管理規則の一部を改正する規則についてですが、議案書は3ページから4ページ。委員会資料は4ページをご覧ください。国民の祝日に関する法律が改正され、東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、50年以上続いた、体育の日の名称がスポーツの日に改められ令和2年1月1日から施行されました。これに伴い、本市スポーツ施設の管理規則にある、体育の日の文言をスポーツの日に改める規則改正を行うものであります。以降、同様に議案第3号、議案書5ページから6ページ、委員会資料5ページでは、北見市立体育センター等管理規則を、議案第4号、議案書7ページから8ページ、委員会資料6ページでは、北見市常呂町スポーツセンター管理規則を、議案第5号、議案書9ページから10ページ、委員会資料7ページでは、北見市民温水プール管理規則を、議案第6号、議案書11ページから12ページ、委員会資料8ページでは、北見市常呂町屋内多目的競技場管理規則を、議案第7号、議案書13ページから14ページ、委員会資料9ページでは、北見市留辺蘂町体育館管理規則を、議案第8号、議案書15ページから16ページ、委員会資料10ページでは、北見市民スケートリンク管理規則を、議案第9号、議案書17ページから18ページ、委員会資料11ページでは、北見市武道館管理規則の文言を同様に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日からを予定しております。

私からは以上でございます。」

教育長  
(志賀亮司)

「説明が了しましたので、これより 質疑に入ります。ご質疑があれば 発言願います。

ご質疑ございませんか。」

委 員

「ありません。」

教育長  
(志賀亮司)

「質疑が了しましたので、お諮りいたします。

議案第2号ないし議案9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。」

委 員 「ありません。」

教 育 長 「異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。  
(志賀亮司) 次に、議案第 10 号及び議案第 11 号については、さきほど決しましたように、非公開で審議することといたしますが、審議に入る前に、事務局よりその他の報告事項がございましたら発言願います。」

事 務 局 「ありません。」

※議案第 10 号及び議案第 11 号については、議会の議決を要する案件のため、非公開で審議。

教 育 長 「なければ、これにて令和 2 年第 2 回定例北見市教育委員会を閉会いたします。」  
(志賀亮司)